

統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とする。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合リスク管理を統括して統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築及び推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進する。
- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたる。

3. リスク管理委員会

- (1) 当組合における統合的リスク管理の統括部署として、リスク管理委員会を設置する。
- (2) リスク管理委員会は、各リスクの管理所管部署と連携して当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたる。
- (3) リスク管理委員会は、統合的リスク管理のため、関係各部署に対して必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をする。

4. 管理対象リスク及び各リスク管理所管部署

- (1) 当組合は、当組合の業務全般に内在する各種リスクを管理対象とし、その各種リスクについては次の区分に従い、それぞれ管理規程の策定等を通じて管理されるものとする。
 - ①信用リスク
 - ②市場リスク
 - ③流動性リスク
 - ④オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク）
 - ⑤法務リスク
 - ⑥レピュテーションリスク（風評リスク）

(2) 上記のリスク区分に応じて次のように各リスクの管理所管部署を定める。

①信用リスク	融資部
②市場リスク	総務部
③流動性リスク	総務部
④オペレーショナルリスク	総合企画部
⑤法務リスク	総合企画部
⑥レピュテーションリスク	営業推進部

5. リスク管理委員会小委員会

当組合は、その資産・負債を総合管理し、各業務部門を牽制することにより、運営戦略等の策定・実行の適切性を確保することを目的として、リスク管理委員会内に小委員会を設置する。小委員会の構成員は、専務理事、常務理事、統合的リスク管理担当理事、総務部長とし、総務部長が事務局となる。

6. リスク限度枠の設定

当組合は、当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保、経営資源の効率的配分等の見地から、リスク限度枠を設定する。

7. 統合的なリスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、各リスクの管轄所管部署が日常業務として行ない、定期的に又は必要に応じて随意、リスク管理委員会に報告する。
- (2) リスク管理委員会は、各リスクの管理所管部署より報告を受けたリスクのみならず、各種リスク区分において確立された管理手法により定常的な管理が行われていないリスク、各種リスク区分における管理手法自体の不十分さに起因するリスクを横断的・継続的に把握・評価するものとする。
- (3) リスク管理委員会は、上記のリスク評価に基づき、定期的にリスク削減計画を策定して、理事会の承認を得て、これを実行する。
- (4) リスク管理委員会は、上記のリスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告する。
- (5) リスク管理委員会は、リスク管理態勢上の問題点については適時・適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを理事会に報告する。

8. 監査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、内部

監査を実施する。

9. 新規商品等

- (1) 当組合が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前にリスク管理委員会が各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品、既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、必要に応じてリスク管理態勢の見直しを行い、その検討・見直し結果について統合的リスク管理担当理事に承認を得るものとする。
- (2) 統合的リスク管理担当理事は、新規商品・新規業務の導入に係るリスクが当組合の経営上重大な影響を与える場合は、上記の検討・見直し結果について、理事会の承認を得るものとする。

熊谷商工信用組合